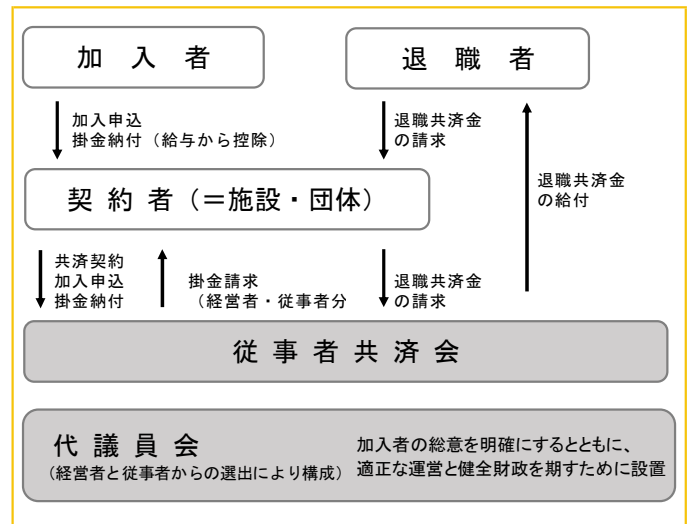


か にゅう じゅう じ しゃきようさいかい はい もう こ ひと か にゅう まえ かなら よ
 加入（従事者共済会に入るために申し込むこと）したい人は、加入する前に、必ず読んでくだ
 さい。従事者共済会のこと、掛金（従事者共済会に払うお金）、退職共済金（仕事をやめたと
 きにもらうことができるお金）などを説明します。いろいろな決まり（ルール）で、退職共済金を
 らうことができないときがあります。よく読んで、問題がないときだけ、加入の「申込書」に名前を
 書いてください。分からないときは、従事者共済会（☎03-5283-6898）か、働いている施設・団
 体の人に聞いてください。

< 従事者共済会のこと >

* 従事者共済会は、社会福祉の施設・団体で働く人の福利（働く人のために施設・
 団体が用意する給与以外のサービス）のために、1)~3)の事業（仕事）をしています。

- 1) 退職共済金（仕事をやめたときにもらうことが
 できるお金）の給付（お金を払うこと）
- 2) 資金（決まった目的のために使うお金）の
 貸付（お金を貸すこと）
- 3) 加入者（従事者共済会に入っている人）
 の福利厚生（働く人と働く人の家族の
 幸せや健康のためのサービスなど）のための
 事業



* 従事者共済会の退職共済金は、施設・団体で働く人の退職金です。

* 従事者共済会は、加入者（経営している人と働いている人）の中から代議員（代表
 の人）を選びます。代議員が集まって「代議員会」を作って、従事者共済会を運営
 します。東京都社会福祉協議会が事務局（運営のためにいろいろな手続きをする
 人）をします。事務局の運営費（事務局で使うお金）には、規程（決まり）があります。
 運営費は、掛金の1.3/46以内です。

◆ 契約者

東京都社会福祉協議会の会員（民間の社会福祉施設、事業所、団体の経営者）です。

◆ 加入者

契約者が経営する施設などで、お金をもらって働いている経営者・常勤職員・非常勤職
 員です。

◆ 共 済 契 約

従 事 者 共 済 会 と 加 入 者 が 働 いて いる 施 設 など が する 契 約 で す。 従 事 者 共 済 会 は、
退 職 金 を 払 う と き の た め に、 契 約 者 ・ 加 入 者 か ら お 金 を 預 か り ま す。 そ し て、 退 職 金 が 必
要 に な っ た ら、 加 入 者 に 払 い ま す。

にゅうかいきん
< 入 会 金 > ひとり えん
一人:300円

※ 入 会 金 は、 従 事 者 共 済 会 に 加 入 す る た め に 必 要 な お 金 で す。 入 会 金 は、
1 回 だ け 払 い ま す。 初 め て 掛 金 を 払 う と き に 一 緒 に 払 い ま す。

ひょうじゅんきゅうよげつがく かけきんげつがく
< 標 準 給 与 月 額 と 掛 金 月 額 >

* 「標 準 給 与 月 額」 は、 掛 金 や 退 職 共 済 金 を 計 算 す る と き に 必 要 で す。 加 入 者 の 1
か 月 の 給 与 (い ろ り ろ な 手 当 や 残 業 代 は 入 り ま せ ん) を 表 1 「標 準 給 与 月 額
等 級 及 び 掛 金 月 額 表」 で 見 ま す。

* 毎 月 の 掛 金 は、「標 準 給 与 月 額」×46/1000 で 計 算 し ま す。 契 約 者 は、 掛 金 の 半 分
(23/1000) を 払 い ま す。 加 入 者 も 掛 金 の 半 分 (23/1000) を 払 い ま す。 契 約 者 は、
加 入 者 の 掛 金 を 毎 月 の 給 与 か ら 集 め て、 従 事 者 共 済 会 に 払 い ま す。

* 「標 準 給 与 月 額」 と 「掛 金 月 額」 の 改 定 (決 ま り を 変 え る こ と) は、 毎 年 1 回 (10 月) に
し ま す。 給 与 が 変 わ っ て も 10 月 の 改 定 の と き 以 外 は、 掛 金 を 変 え る こ と は で き ま せ ん。

* 育 児 や 介 護 ・ 病 気 で 仕 事 を 休 ん で 給 与 を も ら う こ と が で き な い と き は、「休 職 届
(休 む こ と を 知 ら せ る 書 類)」 を 出 し ま す。「休 職 届」 を 出 す と、 掛 金 を 払 う こ と を 休
む こ と が で き ま す。 掛 金 を 払 う こ と を 休 ん で い た 期 間 は、 退 職 共 済 金 を 計 算 す る た め
の 加 入 期 間 (掛 金 を 払 っ た 期 間) に は 入 り ま せ ん か ら、 注 意 し て く だ さ い。

たいしよくきょうさいきん きゅうふ
< 退 職 共 済 金 の 給 付 >

* 退 職 共 済 金 は、 掛 金 を 12 か 月 以 上 払 っ た 加 入 者 が 退 職 ・ 死 亡 退 職 す る と き に も ら
う こ と が で き ま す。

* 掛 金 を 12 か 月 以 上 払 わ な い で 退 職 す る と き は、 退 職 共 済 金 を も ら う こ と は で き ま せ
ん。 加 入 者 が 払 っ た 掛 金 も 戻 り ま せ ん。

* 退 職 で は な く、 従 事 者 共 済 会 の 加 入 だ け を や め る と き は、「脱 会」 に な り ま す。 退 職 共
済 金 か ら も ら う お 金 は、 加 入 者 が 払 っ た 掛 金 の 分 だ け も ら う こ と が で き ま す。「脱 会」
の と き も 退 職 共 済 金 を も ら う た め に は、 掛 金 を 12 か 月 以 上 払 う こ と が 必 要 で す。

* 働 き 方 が 常 勤 か ら 非 常 勤 職 員 な ど に 変 わ っ た と き、 雇 用 条 件 (施 設 ・ 団 体 と 決 め た
働 き 方) が 変 わ っ て、 従 事 者 共 済 会 の 加 入 を 続 け る こ と が で き な く な っ た と き は、「退
職」と 同 じ に な り ま す。

たいしよくきょうさいきん かね かけきん けいやくしゃ はら ぶん か にゅうしゃ はら ぶん ごうけい
 ＊退職 共済金の お金が 掛金(契約者が 払った 分と 加入者が 払った 分)の 合計 より
 おお かにゅう きかん ねん め いこう
 も 多くなるのは、加入 期間が 4年目 以降です。

たいしよくきょうさいきん たいかい もう こ じゅきゅうしんせい もう こ ひつよう
 ＊退職 共済金を もらうときは、「退会」の 申し込みと「受給申請」の 申し込みが 必要です。
 たいしよくきょうさいきん せいきゅうけん たいしよくきょうさいきん もう こ たいかい
 退職 共済金を もらうための 請求権(退職 共済金を もらうための 申し込み)は、退会し
 ひ ねん い ない ねん す せいきゅうけん
 た 日から 5年 以内です。5年を 過ぎたら、請求権は、なくなります。

てんしよく はたら し せつ だんたい か じゅう じ しゃきょうさいかい か にゅう かけ
 ＊転職で 働く 施設や 団体が 変わっても 従事者 共済会に 加入できるとき、そして、掛
 きん はら つづ じゅう じ しゃきょうさいかい か にゅう つづ たいしよく
 金を 払うことを 続けるときは、従事者 共済会の 加入を 続けることが できます。退職
 きょうさいきん まえ いま はたら し せつ だんたい はたら あたら し せつ
 共済金を もらう 前に、今まで 働いていた 施設・団体と これから 働く 新しい 施設・
 だんたい じ む たんとうしゃ て つづ ひと そうだん
 団体の 事務担当者(手続きを する 人)に 相談してください。

＊外国人の 場合

じゅう じ しゃきょうさいかい かいがい たいしよくきょうさいきん おく きこく くに かえ
 従事者 共済会は、海外に 退職 共済金を 送ることが できません。帰国(国へ 帰ること)
 まえ たいしよくきょうさいきん たいしよく き はや じ む たんとうしゃ
 する 前に 退職 共済金を もらうことが できるように 退職が 決まったら、早く 事務担当者
 そうだん
 に 相談してください。

【退職 共済金の 計算】

$$\boxed{\text{退職 共済金}} = \boxed{\text{全部の 加入 期間の 平均 標準 給与月額}} \times \boxed{\text{給付率}}$$

(表 2 「退職 共済金 給付率表」を 見ます)

表 1 標準給与月額等級及び掛金月額表

等級	本 俸 月 額		標準給与 月 額	掛金月額	契約者掛金	加入者掛金
				46/1000	23/1000	23/1000
	円以上	円未満	円	円	円	円
1		58,000	56,000	2,576	1,288	1,288
2	58,000	62,000	60,000	2,760	1,380	1,380
3	62,000	66,000	64,000	2,944	1,472	1,472
4	66,000	70,000	68,000	3,128	1,564	1,564
5	70,000	74,000	72,000	3,312	1,656	1,656
6	74,000	78,000	76,000	3,496	1,748	1,748
7	78,000	83,000	80,000	3,680	1,840	1,840
8	83,000	89,000	86,000	3,956	1,978	1,978
9	89,000	95,000	92,000	4,232	2,116	2,116
10	95,000	101,000	98,000	4,508	2,254	2,254
11	101,000	107,000	104,000	4,784	2,392	2,392
12	107,000	114,000	110,000	5,060	2,530	2,530
13	114,000	122,000	118,000	5,428	2,714	2,714
14	122,000	130,000	126,000	5,796	2,898	2,898
15	130,000	138,000	134,000	6,164	3,082	3,082
16	138,000	146,000	142,000	6,532	3,266	3,266
17	146,000	155,000	150,000	6,900	3,450	3,450
18	155,000	165,000	160,000	7,360	3,680	3,680
19	165,000	175,000	170,000	7,820	3,910	3,910
20	175,000	185,000	180,000	8,280	4,140	4,140
21	185,000	195,000	190,000	8,740	4,370	4,370
22	195,000	210,000	200,000	9,200	4,600	4,600
23	210,000	230,000	220,000	10,120	5,060	5,060
24	230,000	250,000	240,000	11,040	5,520	5,520
25	250,000	270,000	260,000	11,960	5,980	5,980
26	270,000	290,000	280,000	12,880	6,440	6,440
27	290,000		300,000	13,800	6,900	6,900

表 2 退職共済金給付率表(抜粋)

加入期間	給付率
年	
1	0.4760
2	0.9742
3	1.5264
4	2.2080
5	2.7774
6	3.3504
7	3.9272
8	4.5077
9	5.0920
10	5.6799
11	6.2715
12	6.8667
13	7.4657
14	8.0684
15	8.6750
16	9.2854
17	9.8996
18	10.5177
19	11.1395
20	11.7653
21	12.3952
22	13.0292
23	13.6673
24	14.3096
25	14.9561

※以降、ここでは省略しますが、
 加入期間に応じた給付率が設け
 られています。

＜資金の貸付＞

*掛金を12か月以上払った加入者は、従事者共済会からお金を借りることができます。借りることができるお金は、貸付の申し込みをしたときにもらうことができる退職共済金(もし退職したら、いくらもらうことができるか、計算します)で変わります。最大300万円まで借りることができます。貸付は、お金の使い方が決まっていますから、申し込みの前に働いている施設・団体の人に相談してください。

*返還金(返すお金)は、契約者が加入者の毎月の給与から集めて、従事者共済会に払います。貸付をしているときに退職するときは、まだ返していない残りのお金を退職共済金から引いて計算します。

＜資産(契約者・加入者から預かった掛金など)の使い方＞

*事務局は、資金管理細則(資産の使い方の決まり)を守ります。契約者・加入者から預かった掛金を安全に運用・管理(銀行にお金を預けたり、株などでお金を増やしたりすること)します。経済は変わるため、制度(いろいろな決まり)も変わります。そのため、将来、掛金のお金や給付率も変わることがあります。

＜従事者共済会の解散(やめること、なくなること)＞

*従事者共済会を解散するときは、まず、代議員会で話して解散を決めます。次に、東京都社会福祉協議会の理事会と評議員会で話して解散を決めます。解散するときに従事者共済会が持っているお金などは、加入者に分けます。

東京都社会福祉協議会のWEBサイトに従事者共済会のいろいろな規程(決まり)や、「従事者共済会のあらまし」などの資料がありますから、読んでください。規程は、変わることがあります。規程が変わるときは、どのように変わるか、いつから変わるか、WEBサイトで知らせます。